

年金のお知らせ

◇国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘
れの状態で、万一、障害や
死亡といった不慮の事態が
発生すると、障害基礎年金
や遺族基礎年金が受けられ
ない場合があります。

経済的な理由などで国民
年金保険料を納付すること
が困難な場合には、保険料
の納付が免除・猶予となる
「保険料免除制度」や「納
付猶予制度（50歳未満）」
がありますので、役場住民
課の窓口で手続きをしてく
ださい。

令和5年度分（令和5年
7月から令和6年6月分ま
で）の免除などは、7月1
日から受付いたします。

また、申請ができる過去
期間については、申請書を
提出した日から2年1か月
前の月分までさかのぼって
申請することができます。

◇学生納付特例申請書の送付

令和4年度において学生
納付特例制度により保険料
納付を猶予されている方
で、引き続き令和5年度も
在学予定の方に「国民年金
保険料学生納付特例申請
書」を日本年金機構からお
送りしています。

申請書はハガキ形式に
なっており、必要事項を記
入してポストに投函するこ
とで、令和5年度の学生納
付特例を申請することがで
きます。この場合、在学証
明書または学生証の写しを
添付する必要はありません。
ただし、在学している
学校などに変更がある方
は、このハガキで申請する
ことはできませんので、青
梅年金事務所または役場住
民課に在学証明書などを添
付して申請してください。
※問い合わせは、青梅年金
事務所 ☎30-3410
住民課 ☎83-2182

児童育成手当（障害手当）の申請

受給資格はあっても所得制限を超えていたため手当を受けることができなかつた方で、所得状況の変化や、新たに受給資格に該当されると思われる方は、**5月中に申請してください。申請が遅れた場合、認定されても、申請された翌月分からの支給となり、遅れた月分の手当は受けられません**のでご注意ください。申請に必要な要件、提出書類などはお問い合わせください。

なお、現在受給されている方には、6月に「現況届」をお送りしますのでご提出ください。
〔児童育成手当対象者〕

支給額・該当児童1人につき月額13,500円

〔児童育成（障害）手当対象者〕

支給額・該当児童1人につき月額15,500円

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611



児童育成手当
年金ほか

母子健診日程表	6月9日（金） 保健福祉センター 13:00～13:10 受付 3・4か月児健診 …令和5年1・2月生まれ
	6月14日（水） 保健福祉センター 13:00～13:20 受付 1・2・4・5歳児歯科健診 …平成30・令和元・3・4年5月生まれ 13:20～13:40 受付 乳幼児歯科相談 （お約束表もしくは電話予約した方）

子ども・子育て支援推進事業 —申請はお済ですか？—

子ども・子育て支援推進事業は、**申請し認定されないと助成を受けることができません。**

保育園保育料助成事業、学校給食費助成事業、高校生等通学支援事業など15事業の助成を希望される場合は、令和5年度分の申請が必要です。提出がお済でない方は申請をお願いします。

※問い合わせは、

子ども家庭支援センター ☎85-2611